

東広島地域職業訓練センターにおける  
新型コロナウイルス感染症対策について

平素より当協会の業務運営につきまして、格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、広島県では6月19日から他県への移動制限が解除となりましたが、移動先地域の情報を確認する等、慎重な行動を求めています。

当センターにおいても、引き続き感染予防対策の強化に努めながら、講習を行っているところです。

つきましては、当センターで実施する講座において、下記のとおり注意事項等をご案内させていただきますので、この取組みの徹底について、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

今後変更等がありましたら、随時ホームページでお知らせいたします。

記

～企業ご担当者様、受講者様～

1. 発熱（37.5度以上）、風邪や倦怠感等の症状がある場合は、講座への参加の見あわせをお願いいたします。

お申込み後、参加を取りやめる場合は、当センターへご連絡をお願いいたします。

2. ご出席をされる方は、マスクの着用、手洗い・アルコール消毒の徹底をお願いします。  
当日のご出席前には必ず検温をしていただくようお願いいたします。  
当日受付時に体温の確認をさせていただき、改めて検温していただく場合もございますので、ご了承ください。
3. 新型コロナウイルス感染症などの影響で、やむを得ず講座を中止または延期する場合がありますので、ご了承ください。

～センターの感染予防対策～

1. 館内に、除菌スプレーを設置しています。（手洗いには石鹸をご使用ください。）
2. 教室内の定期的な換気を行います。（各自で気温対策をお願いします。）
3. 座席は十分な間隔（できる限り2m以上）をとって着席していただきます。
4. 密集時間を減らすため、講義時間以外の開・閉講式を簡略化いたします。
5. センター職員も感染予防対策としてマスクを着用し、受付窓口で透明の仕切りを設けております。

皆さま方へは大変ご迷惑をお掛けして申し訳ございませんが、何卒ご理解頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

令和2年6月19日

職業訓練法人  
東広島地域職業能力開発協会

# 3つの「密」を避けましょう!

①換気の悪い  
密閉空間



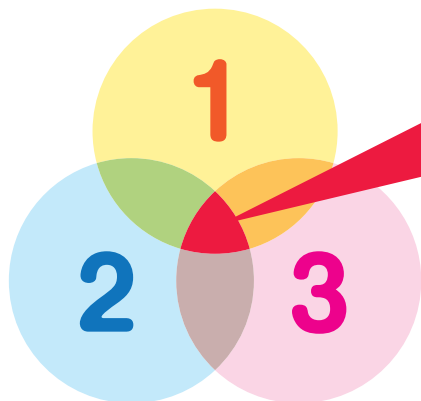
②多数が集まる  
密集場所



③間近で会話や  
発声をする  
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。  
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が  
クラスター(集団)発生の  
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には  
消毒などを行ってください。



# 新型コロナウイルスを防ぐには

## 新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

## 日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

**発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。**

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

## こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている  
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

### ※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。

詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)



## 一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

### <都道府県の連絡欄>

--